

答申 個第24号

令和6年8月6日

相模原市教育委員会
教育長 鈴木 英之 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

令和5年5月31日付け5学教課第780号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本審査請求に係る相模原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、令和4年3月25日付け相模原市教育委員会指令（学教）第73号による保有個人情報開示（一部開示）決定（以下「本件処分」という。）による処分については、非開示と決定した部分のうち、別表に示した部分については開示すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和4年2月14日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「教育委員会・■■■小学校・■■■中学校が保有する■■■■氏および■■■■氏に関する書類一式」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、令和4年3月25日付けで本件処分を行い、審査請求人に決定通知書を送付した。
- (3) 令和4年6月8日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行ったので、実施機関は、令和5年5月31日付けで、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において次のように主張している。

「一部非開示の部分の開示を求める」、その理由として、「非開示部分が多く内容が分からないため」、「文書内容および事象について説明が十分に担当の■■■指導主事より行われていないため。」としている。

なお、反論書の提出はなく、また、当審査会の審議における意見陳述は行わなかった。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関は、弁明書及び審査会の意見聴取において次のように主張している。

- (1) 「非開示部分が多く内容が分からないため」について

非開示部分については、条例第16条第1号、同条第3号、及び第4号、第5号を根拠としているところ、同条第1号については、開示請求者以外の個人の権利利益を害することを防止する観点から、非開示とされているものである。

条例第16条第3号は、適正な指導、評価、相談等を確保する観点から、非開示とされるものであり、さらに、同条第4号は、市の機関等における審議、検討、協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から、非開示とされるものであり、同条第5号では、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある観点から、非開示とされているものである。

以上を根拠とする非開示部分については、非開示とすることにより法的に保護される利益であるため、審査請求人の主張は失当である。

(2) 「文書内容と事象について説明が十分に担当の■■指導主事より行われていないため」について

審査請求人が令和4年2月14日の開示請求時に情報公開・文書管理課職員から、担当課職員（学校教育課）の同席の有無を確認するが、拒否されたこと及び同年3月25日の資料開示の際にも情報公開・文書管理課職員から、担当課職員（学校教育課）の同席及び説明の有無を確認するが、拒否された。

その後も請求者から担当課職員へ別件での連絡はあるもののこの件についての説明を求める話もなく、新たな問い合わせ及び保有個人情報開示請求、審査請求がされている。

したがって、審査請求人は開示請求時においても資料開示時においても自ら担当課職員からの説明を拒んだのであるから、同人において説明が十分に行われていないとするのは、いわゆる禁反言に当たり、同人の主張は失当である。

(1) 及び(2) のことから、処分庁が行った本件決定には、違法又は不当な点は認められないので、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

なお、審査会の意見聴取においても、同様の主張があった。

5 審査会の判断

審査請求人は、本件審査請求において「一部非開示の部分の開示」を求めているが、その理由を具体的に示していないため、実施機関が示した「開示しない理由」の条例適合性を検討する。

(1) 条例第16条第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

条例第16条第1号本文は、原則開示の例外として、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、非開示と定めたものである。

これは、開示請求者以外の個人の権利利益を害することを防止する観点から非開示情報を定めたものであり、開示請求者本人に関する情報を開示することにより開示請求者本人以外の特定の個人を識別することができる情報や、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報は、非開示とすることとしたものである。

実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象文書を見分したところ、審査請求人以外の個人の氏名や属性、審査請求人以外の個人に関する記述等の情報が記載されていることを確認した。これらは、審査請求人以外の個人に関する情報

であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、また、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第16条第1号本文に該当する。

しかしながら、審査請求人も本件請求に係る事案の当事者であり、当該事案の当事者として当然に知り得ているにもかかわらず非開示としている部分や、すでに開示されている情報の文脈から非開示部分を推測できる情報について非開示としている部分があったことから、当該部分については開示すべきである。

(2) 条例第16条第3号（指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報）該当性について

条例第16条第3号は、原則開示の例外として、「個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」は、非開示と定めたものである。

これは、個人の指導、診断、評価、選考、相談等の保有個人情報を開示することによって、これらの事務処理の過程や基準を知らせることで、第三者の利益を害することになるなど、事務事業の公正かつ適正な遂行を著しく困難にする場合が考えられ、開示をすることにより当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、非開示とすることとしたものである。

実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象文書を見分したところ、指導や評価、相談等の情報が記載されていることを確認した。これらの情報は、指導や評価、相談等に関する情報であって、開示をすることにより今後反復、継続される同種の指導や評価、相談等を行うことが困難になるものであることから、条例第16条第3号に該当する。

しかしながら、審査請求人自らが相談した内容や、審査請求人へ伝達されている内容にもかかわらず、非開示としている部分があったことから、当該部分については開示すべきである。

(3) 条例第16条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）該当性について

条例第16条第4号は、原則開示の例外として、「市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は、非開示と定めたものである。

市の機関又は国等における審議等に関する情報の中には、個別の事案決定手続等が終了していても機関としての意思決定がなされていない情報、意思決定過程の意見交換の記録に関する情報、意思決定過程において外部から取得した情報が含まれている。

このため、開示することにより、開示請求者本人に不正確な理解や誤解を与えるおそ

れや当該審議等又は将来の同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれのある場合は、非開示とすることとしたものである。

実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象文書を見分したところ、市の機関内部における検討や協議に関する情報が記載されていることを確認した。これらの情報は、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であって、開示をすることにより自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれのあるものであることから、条例第16条第4号に該当する。

しかしながら、すでに開示されている情報の文脈から非開示部分を推測できる情報や、審査請求人へ伝達されている内容にもかかわらず非開示としている部分があったことから、当該部分については開示すべきである。

(4) 条例第16条第5号（事務事業の実施に関する情報）該当性について

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、ア)監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ、イ)契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ、ウ)調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、エ)人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれ、オ)その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるものは、非開示と定めたものである。

これは、市の機関又は国等が行う事務事業の適正な遂行を確保する観点から定めたものであり、事務事業の実施に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業を実施する意味を喪失するものや経費を著しく増大させるもの、事務事業の適正な遂行を困難にする情報が含まれる場合があるため、このような情報は、非開示とすることとしたものである。

実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象文書を見分したところ、実施機関内部の人事管理上の情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、実施機関内部の人事管理上の情報であって、開示することにより人事管理上の支障が生じるおそれがあることから、非開示とした判断は適正である。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 付言

今回の審査請求は、保護者と学校側のコミュニケーション不足が遠因にあるのではないかと思慮する。保護者等から求められる様々な要求、要望に対し、学校側は、これに応えるべく日々対応している状況については想像に難くないが、学校が児童・生徒及び保護者にとって良好な教育環境であるためには、三者の適正な関係構築が要となることから、真摯な対応をされたい。

7 審査会の処理過程

審査会の処理過程は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 5月 31日	実施機関からの諮問
令和 6年 3月 1日	審議①審議の進め方について
令和 6年 5月 7日	審議②実施機関からの意見聴取
令和 6年 6月 11日	審議③
令和 6年 8月 6日	審議④

第2部会委員 岩崎 忠
辻 雄一郎
栗谷 布由実

※別表の添付は割愛している。